

(別紙1)

障がい者雇用促進企業等からの物品調達に係る優遇制度について (登録申請に関する手引き)

大分県(「以下、県といいます。」)では、県の用品調達特別会計で取り扱う物品等を購入しようとするときは、障がい者を多数雇用している事業者(以下、「障がい者雇用促進企業」という。)及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に規定する障がい者就労施設等について、指名競争入札及び随意契約において優遇する制度を設けています。

つきましては、障がい者雇用促進企業としての登録を希望される方は、「障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱」第3条の規定により障がい者雇用促進企業登録申請書を提出してください。

なお、障がい者就労施設等は登録申請は不要ですが、用品調達特別会計で取り扱う物品購入で優遇措置を受けるためには競争入札参加資格を取得する必要があります。入札参加資格の取得について不明な点がありましたら用度管財課物品調達班までご相談ください。

1 障がい者雇用促進企業

次の全てに該当する事業者であることが登録の要件となります。

- (1) 県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(「以下、競争入札参加資格という。」)を有すること。
- (2) 県内に本店又は支店・営業所等を有すること。
- (3) 中小企業者であること。(中小企業者とは、次の業種ごとに定められた「資本額・出資総額」または「常用従業員数」のいずれかを満たす事業者をいいます。

【中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の範囲】

業 種	資本額・出資総額	常用従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下

- (4) 県内の事業所において、常時雇用している障がい者の数の割合(障がい者雇用率)が、2.5%以上であること。

2 障がい者就労施設等

「障がい者就労施設等」とは、障がい者の自立等を目的として職業訓練等を行う福祉施設等で次の施設のことをいいます。

根拠法令	障がい者就労施設等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・ 就労継続支援事業所(A型・B型) ・ 就労移行支援事業所 ・ 生活介護事業所 ・ 障がい者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る) ・ 地域活動支援センター
障害者基本法	・ 小規模作業所
障害者の雇用の促進に関する法律	・ 法第44条に規定する特例子会社 ・ 重度障がい者多数雇用事業所

3 優遇措置の内容

県では、物品の調達の際の業者選定において、障がい者雇用促進企業及び障がい者就労施設等を次のとおり優遇します。

- (1) 指名競争入札により物品を購入しようとするときは、障がい者雇用促進企業及び障がい者就労施設等を追加して指名するよう努めます。
- (2) 随意契約により物品を購入しようとする場合で、見積書を徴するときは、障がい者雇用促進企業及び障がい者就労施設等を追加して選定するよう努めます。

4 登録申請書

障がい者雇用促進企業の登録申請書については、申請書の様式が定められていますので、県のHPから様式（第1号様式・障がい者雇用促進企業登録申請書）をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ県用度管財課物品調達班まで提出してください。

5 登録申請書の受付及び有効期間について

- (1) 登録申請書受付期間
 - ア 入札参加資格を有する者で継続して登録の更新を希望する者
毎年7月1日から7月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）
 - イ 新たに要綱第2条第2号の要件を満たし登録を希望する者
上記アの受付期間に関わらず、随時登録を受け付けます。
- (2) 登録の有効期間
要項第4条第2項の規定により障がい者雇用促進企業の登録の通知をした日から競争入札参加資格の有効期間満了年の9月30日です。

6 申請書の提出及び問い合わせ先

○大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号
TEL：097-506-2965
FAX：097-506-1784

○大分県ホームページ

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/syougaisyakoyoukigyou.html>